



# 鳥取県公報

平成 22 年 4 月 28 日 (水)  
号外第 50 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 選管告示 琴浦町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決 (23) . . . . . 2

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第23号

平成22年3月4日付けで鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安339番地3吉岡克宏から提起された同年1月24日執行の琴浦町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、同年4月28日付けで次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成22年4月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

### 裁 決 書

鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安339番地3  
審査申立人 吉 岡 克 宏

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、平成22年3月4日付けで提起された同年1月24日執行の琴浦町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査申立てを棄却する。

### 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における選挙の効力に関し、琴浦町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が平成22年2月26日付けで行った異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とするところを要約すれば次のとおりである。

申立人が本件選挙の立候補予定者説明会に出席したところ、申立人の自宅に田中一郎という偽名を使った電話（以下「本件電話」という。）があったため、申立人は本件選挙への立候補をあきらめた。申立人の自宅の電話番号は電話帳には載っていないものの琴浦町の税務課、町民生活課等又は申立人の母の出身地と同一地域に居住する町委員会委員長源内文夫においては知り得るものであったこと並びに申立人が本件選挙の立候補予定者説明会に出席したことは候補者山下一郎（以下「山下候補」という。）の陣営の関係者及び琴浦町又は町委員会の職員にしか知り得ないものであることから、この電話は山下候補の陣営の関係者による選挙前の事前活動というほかなく、このような法律違反がなされたことにより申立人は被選挙権を行使できないこととなったものであることから、山下候補が無投票当選した本件選挙は無効である。

### 裁 決 の 理 由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項は、「選挙の効力に関し異議の申出、審査の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。」と規定しており、選挙の効力を争う争訟において選挙が無効とされるのは、当該選挙が選挙の規定に反して行われ、かつ、その規定違反が当該選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が、選挙の管理執行の手續

に関する明文の規定に違反すること、又はその明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものである（昭和27年12月4日最高裁判決、昭和51年9月30日最高裁判決）。

また、選挙管理の任にある機関以外の者の行為であっても、選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したと認められるものである場合には、「選挙の規定に違反することがあるとき」に当たると解するのが相当である（平成14年7月30日最高裁判決）。

申立人は本件選挙に関し選挙犯罪があったことを理由として選挙の無効を主張しているものと認められるが、本件電話に関しては、申立人から提出された審査申立書及び反論書並びに町委員会から徴した弁明書によって、申立人が町委員会に対して、申立人の父親に対してかけられた旨、電話後申立人の父親が「町長選挙に出るな。出るなら家を出て行け。」と申立人を叱った旨及び申立人の父親が「立候補予定者説明会の当日に、歴代の町長の永代、米田外の者が、無投票で当選することになっていたのに申立人が説明会に出たことによって選挙になるかもしれないということで、緊急対策会議を開いた。」と言っているのを申立人が聞いた旨を平成21年12月24日に電話で述べたことが認められるにすぎない。

そもそも、選挙への立候補は、立候補しようとする者又は推薦届出をしようとする者が当該選挙の告示日において選挙長に対する立候補届出の手續を行うことによりなされるものであり、立候補届出を行うためには所定の供託金の供託や戸籍謄本の取得といった手續を行う必要があるが、申立人は、これら選挙への立候補に必要な手續を行ったこと又は行おうとしたこと、及びこれら選挙への立候補に必要な手續を妨害された旨の主張をしていない。

立候補をすること又はしないことは専ら本人の判断によるものであり、家族の反対があっても立候補はできるものであるが、申立人は、本件選挙への立候補について、申立人の父の反対によりあきらめたと主張しているにすぎない。仮に、申立人の父による申立人の本件選挙への立候補への反対が事実であったとしても、申立人が自らの意思で立候補することは可能であり、この事実をもって申立人の本件選挙への立候補が妨げられたとはいえず、主として選挙管理の任にある機関又は選挙の管理執行に密接に関連する事務を行う者が、選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票を妨げ、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したものと認められないので、上記判例に基づけば、選挙無効の原因として失当である。

次に、本件電話が山下候補の陣営の関係者による選挙前の事前活動というほかないという主張についても、申立人の憶測に基づくものであって、これを裏付ける具体的な根拠がなく、推測の域を出ないものであるが、仮に、これが事実であったとしても、申立人が自らの意思で立候補することは可能であり、この事実をもって申立人の本件選挙への立候補が妨げられたとはいえず、これも同様に、上記判例に基づけば、選挙無効の原因として失当である。

以上のとおり、原決定を取消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年4月28日

鳥取県選挙管理委員会

委員長 古 賀 裕 子

委 員 堀 内 幸 子

委 員 相 見 慎

委 員 英 義 人